

千葉県県税条例施行規則の一部改正（案）の概要

千葉県総務部税務課

1 改正の理由

地方自治法の一部改正（令和3年法律第7号）により、地方公共団体の歳入の納付方法について、クレジットカード決済やスマートフォンアプリ等を利用した納付が「指定納付受託者」による納付方法として新たに規定されたことから、県税の払込み方法に関する規定の改正を予定しています。

また、地方税法の一部改正（令和2年法律第5号）により、老朽化した団地型マンション等における敷地分割事業を行う「敷地分割組合」について公益法人等（同法第24条第5項）とされたことを踏まえ、公益法人等を対象とする県民税の減免に関する規定の改正を予定しています。

2 改正の内容

（1）指定納付受託者制度の導入に伴う見直し

県税の納入方法について、知事が指定する「指定納付受託者」に納税者が納付を委託することによって県税を払い込む方法を追加することとします。

また、地方自治法の改正により、従来の「指定代理納付者」制度が廃止されることから、指定代理納付者による納付方法に関する規定を削除します。

なお、現に指定されている指定代理納付者に納付させることを申し出る方法による払い込みができるよう所要の経過措置を設けます。

（2）県民税の減免対象法人の追加

法人の県民税を減免する対象に、団地型マンションにおける敷地分割事業を行う「敷地分割組合」を追加することとします。

3 施行予定日

（1）上記2（1）について

令和4年1月4日

（2）上記2（2）について

令和4年4月1日

【参考】

- 指定納付受託者制度とは、地方税等の歳入を納付しようとする者が、クレジットカード等により納付しようとする場合に、地方公共団体の長が指定する事業者に納付を委託することによって、当該歳入を納入できることとする仕組み。
- 敷地分割組合とは、団地型マンションを再生するため、要除却認定を受けた老朽化マンションを含む団地敷地の分割を行う組合。